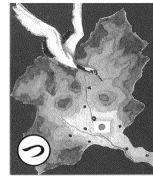




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月13日(火) 第9582号

目次

ページ

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(税務課)	2
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	3
○同	4
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による指定の告示の一部改正(同)	4
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正(同)	5
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	5

公 告

○平成30年二級建築士試験の実施(建築課)	6
○平成30年木造建築士試験の実施(同)	7
○道路の指定(同)	9
○道路位置の指定(同)	9

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	9
-----------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第65号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 有限会社村田油店 代表取締役 村田卓
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 桐生市本町三丁目3番16号
- 3 特約業者の指定の取消年月日 平成30年2月28日

◎群馬県告示第66号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡長野原町大字林字久森1610の1(国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 ダム用地とするため

◎群馬県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	嬭恋応桑線	吾妻郡嬭恋村大字芦生田字川原599番の7地先から同郡同村大字同字同552番の60地先まで	前	9.5~15.6	115.7
			後	10.4~15.7	115.7

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	嬭恋応桑線	吾妻郡嬭恋村大字芦生田字川原599番の7地先から同郡同村大字同字同552番の60地先まで	平成30年3月13日

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市境平塚字権現407番地先から同市同字下川原2472番地先まで	前	3.0 6.1~7.4	329.0
			後	3.0 6.1~7.4 12.0	329.0

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市境平塚字塚越366番の1地先から同市同字下	平成30年3月17日

	川原2472番地先まで	午後3時
--	-------------	------

◎群馬県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	高崎神流秩父線	高崎市吉井町池字宮田18番の4地先から同市同字石田45番の1地先まで	平成30年3月18日
		高崎市吉井町池字石田38番の1地先から同市吉井町本郷字的場245番の4地先まで	平成30年3月18日 午後3時

◎群馬県告示第72号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第244号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

表一般国道254号の項に次のように加える。

高崎市吉井町本郷3番の1地先から富岡市一ノ宮337番の1地先まで

表一般国道291号の項に次のように加える。

前橋市田口町153番の1地先から渋川市半田1742番の1地先まで

表県道吉井安中線の項に次のように加える。

高崎市吉井町長根2090番の1地先から同市吉井町本郷586番の1地先まで

表県道上日野藤岡線の項の次に次のように加える。

県道松井田中宿線	安中市宿971番の1地先から同市中宿一丁目948番の5地先まで
----------	---------------------------------

◎群馬県告示第73号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第245号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

1の表一般国道291号の項に次のように加える。

前橋市田口町153番の1地先から渋川市半田1742番の1地先まで

1の表県道高崎渋川線の項に次のように加える。

高崎市大八木町3000番の11地先から同市小八木町812番の8地先まで

1の表県道足利伊勢崎線の項に次のように加える。

太田市只上町1016番の2地先から同市丸山町107番の2地先まで

1の表県道国定停車場線の項の次に次のように加える。

県道太田大泉線	太田市小舞木町142番の1地先から同市東別所町274番の1地先まで
---------	-----------------------------------

1の表県道大原境三ツ木線の項の次に次のように加える。

県道太田桐生線	太田市東金井町685番の1地先から同市丸山町105番の5地先まで
---------	----------------------------------

1の表県道鳥山竜舞線の項に次のように加える。

太田市飯田町618番の1地先から同市小舞木町142番の1地先まで

2中「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

◎群馬県告示第74号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年3月9日から適用する。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

「群馬県庁生活協同組合 前橋市上細井町2142-1(前橋合同庁舎内)」を「群馬県庁生活協同組合 前橋山田俊介 前橋市上小出町一市上細井町2142-1(前橋合同庁舎内) 丁目22-4 ポム・ドゥ・パン1A(行政書士ふくろう事務所)」に改める。

■ 公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成30年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 平成30年7月1日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時～13時(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時10分～17時10分(3時間)

(2) 設計製図の試験 平成30年9月9日(日) 11時～16時(5時間)

2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を申込書に貼付できるもの又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間 平成30年4月2日(月)から同月16日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)

イ 受験申込の方法及び宛先

(ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。

(イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に二級建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 平成30年4月9日(月)から同月16日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 持参による受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 平成30年4月19日(木)から同月23日(月)まで

(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 前橋市元総社町2-5-3

ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものであるものについて行う。

- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成28年又は平成29年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成28年若しくは平成29年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成30年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

- 5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成30年6月8日（金）頃、受験有資格者に発送する。

- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成30年12月6日（木）（予定）。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年8月21日（火）（予定）。

- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

- 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 平成30年7月22日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時～13時（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時10分～17時10分（3時間）

(2) 設計製図の試験 平成30年10月14日（日） 11時～16時（5時間）

- 2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

- 3 試験の受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を申込書に貼付できるもの又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。

- ア 受験申込受付期間 平成30年4月2日(月)から同月16日(月)まで(締切日の消印のあるものまで有効)
- イ 受験申込の方法及び宛先
- (ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。
- (イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部
- (2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に木造建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付の期間及び時間
- (ア) 期間 平成30年4月9日(月)から同月16日(月)まで
- (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
- イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- (3) 持参による受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。
- ア 受験申込受付の期間及び時間
- (ア) 期間 平成30年4月19日(木)から同月23日(月)まで
- (イ) 時間 午前10時から午後5時まで
- イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 前橋市元総社町2-5-3
- ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。
- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成28年又は平成29年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。
- なお、免除の申請に当たっては、平成28年若しくは平成29年の木造建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成30年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。
- 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成30年6月8日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成30年12月6日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- なお、学科の試験については、同年9月4日(火)(予定)。
- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
- (1) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字山子田字北谷地1518-9	延長 74.00 幅員 4.50	群馬県指令前土第301-3号 平成30年2月7日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年3月13日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字宮前130-4、130-16、130-19、130-20	延長 34.95 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-19号 平成30年2月23日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成30年3月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,840

- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 305,244
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,709
甘楽郡	6,756
吾妻郡	16,226
利根郡	9,924
佐波郡	10,144
邑楽郡	27,779
前橋市	93,723
高崎市	103,531
桐生市	32,569
伊勢崎市	55,745
太田市	59,121
沼田市	13,850
館林市	21,082
渋川市	22,603
藤岡市・多野郡	19,630
富岡市	13,886
安中市	16,903
みどり市	14,140

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111